

都道府県・指定都市におかれては、上記①の取組みも含め、引き続き積極的な取組みをお願いします。

【実施要綱(案)】

- 認知症に関する理解促進のため、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、管内の市町村との連携の下で、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。なお、「認知症を知り地域をつくるキャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」の実施に当たっては、本事業を活用することも可能である。

(6) 認知症地域医療支援事業

本事業は、認知症サポート医養成研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修を行う事業である。認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師（以下「研修修了かかりつけ医」という。）は、認知症医療や認知症地域ケアの推進に当たり必要不可欠な存在であり、都道府県・指定都市内の認知症対策の関係者が、これらの者の情報を共有することは極めて重要である。

このため、認知症サポート医や研修修了かかりつけ医の氏名及び所属医療機関名等については、管内医師会及び市区町村との連携の下、地域包括支援センターに対する積極的な情報提供をお願いしたい。

また、認知症サポート医は、認知症対策連携強化事業での協力も不可欠であることから、各都道府県・指定都市医師会とも十分に連携して、認知症地域医療体制の強化に取り組まれない。

なお、(5)及び(6)の研修事業について、参考資料に都道府県・指定都市別の実施状況を掲載しているので、参照の上、今後も積極的に取り組まれない。

(7) 都道府県内での認知症地域支援体制構築等推進事業の成果の普及について

認知症者ができるだけ住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、地域包括支援センターを中核とした地域において、認知症サポート医や研修修了かかり

つけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイトや認知症サポーター、介護施設・事業所、民生委員、認知症の本人やその家族に対する支援団体、関係行政機関、権利擁護関係者、NPO団体、近隣商店等の関係者が有機的な連携体制を構築して適切に支援することが重要であるとの観点から、昨年度より本事業を実施しているところであり、来年度予算（案）にも引き続き所要額を計上しているところである。

本事業の初年度である平成19年度においては38都道府県が、今年度については42都道府県及びそのモデル地域において鋭意取り組まれている所である一方、未実施の地域もあるところである。

各地域の実情に応じた認知症地域支援体制の構築は、今後の認知症対策を進めるに当たって、全国各地における喫緊の課題であるものと認識しており、国庫補助10/10である本事業の活用により、モデル地域の育成と優良事例の普及等に積極的に取り組まれない。

また、本事業は21年度で3年目となるので、モデル地域の変更による事業拡大や、これまでのモデル地域での成果を広く都道府県内に普及すること等、全国の各地域において、認知症地域支援体制が構築されることが極めて重要であるので、本事業における普及について積極的に努められたい。

#### (8) 認知症ケア高度化推進事業の実施状況及び協力依頼について

本事業は、認知症者やその家族のニーズに適切に対応するため、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行うもので、今年度から認知症介護研究・研修東京センターが実施しており、本年度中に認知症ケアの実践例の収集・分析の結果について、DCネット等を通じた情報提供が開始される予定である。

また、平成21年1月からは、本事業の情報発信として、事業所・施設からの要請に応じて認知症介護指導者が訪問し、相談・援助を行う「戸別訪問相談援助事業」を実施しており、都道府県におかれても、認知症介護指導者の本事業への協力活動等にご理解と必要なお協力をお願いしたい。

## (9) 各自治体における認知症対策の積極的な実施について

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環である認知症サポーター養成事業等の自治体別の実施状況には一定の格差があるが、この取組みは今後の地域における認知症対策を進めるに当たって極めて重要である。

なお、本年2月3日に厚生労働省において認知症サポーター養成講座を開催し、290人が参加し、現在省内558人が認知症サポーターとなったところであるので念のためお知らせする。

参考資料に認知症サポーター養成研修の実施状況を掲載しているので、参照の上、各地域において今後とも積極的に取り組まれない。

また、今般、「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーンにおいて、「認知症でもだいじょうぶ町づくり事例」検索ページ (<http://www.ninchisho100.net/>) が完成したところである。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、全国で取り組まれている様々な活動事例について検索出来るようになっていたので活用されたい。

## (10) 外部評価制度の見直しについて

### ① 情報公表制度の施行に伴う見直し等について

小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）（以下「外部評価対象サービス」という。）については、平成21年度から介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の対象サービスとして追加されることなどを踏まえ、外部評価制度について事業者の負担軽減等の観点から、以下のとおり見直すこととしているので、事業者、外部評価機関、市町村等への周知及び事業の円滑な実施を願いたい。

#### ア 制度の趣旨・目的等の周知徹底について

外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることをねらいとしており、情報公表制度は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものである。両制度の過程においては、事業所調査という共通した事務が行われるが、このように異なる

目的のために行われるものであることについて事業者の理解を得るとともに、利用者に対しても、両制度の趣旨・目的等が理解されるよう、十分な普及啓発に取り組みたい。

#### イ 情報提供票の見直し

情報提供票については、情報公表制度の基本情報項目（以下「基本情報」という。）を活用することとして廃止する。

このため、外部評価の実施時期において基本情報が公表されている場合は当該基本情報を活用することとし、新規指定の事業所や平成21年度において基本情報の公表前である場合は、情報公表制度担当部局と連携して、既に報告されている基本情報の提供を受けることや、事前に事業者から報告を受ける等適宜の工夫を願いたい。

なお、外部評価結果と併せて基本情報を参照できるようにするため、評価結果概要表の様式を見直し、「福祉保健医療情報システム（WAM・NET）」の評価結果概要表から情報公表制度の公表を行うホームページへのリンクを行う仕組みを検討しているので了知されたい。

#### ウ 自己評価項目及び外部評価項目の見直し

自己評価項目及び外部評価項目については、情報公表制度との重複の排除、事業者の負担軽減等の観点から、有識者の検討会においてご検討いただいているところである。当該検討に当たっては、利用者の選択に資する情報であって客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については情報公表制度の項目とし、サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等については外部評価制度の項目とすることとしている。当該検討の結果、自己評価項目については87項目から55項目に、外部評価項目については30項目から20項目に縮減する予定である。

見直し後の具体的な項目については、別途お知らせするので、了知されたい。

#### エ 訪問調査方法の工夫について

訪問調査方法については、事業者の調査負担の軽減を図る観点から、情報公表制度の調査と外部評価制度の評価調査とを同一日に実施することが考えられる。

当該同一日調査については、有識者の検討会において試行した結果、基本的には1日で訪問調査を完了することが可能であった。当該検討会の報告書については後日提供するので、各都道府県においては、当該報告書を参考とするなどにより、各都道府県内の外部評価機関や情報公表制度の調査機関の状況等を勘案して、両制度が円滑に行われるよう検討願いたい。

#### オ 評価手数料の縮減について

上記のとおり、外部評価項目の縮減や情報公表制度の調査との同一日実施等を行う場合には、調査員の人件費や旅費についても縮減することが可能と考えられるので、都道府県の状況に応じて外部評価機関に対する助言等を願いたい。

また、外部評価制度は、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に基づく公的な事業であり、評価機関が当該事業により過度の剰余を得ることは好ましくないものと考えられる。また、評価機関は、外部評価事業の経営状況を公開し、評価を受ける事業者の理解が得られる適正な評価手数料を定めることが望ましいものと考えられる。このような観点から、各都道府県が選定する評価機関に対する助言等を願いたい。

#### ② 外部評価機関の監督指導について

外部評価機関については、都道府県において、外部評価事業の実績について定期的に報告を求めるとともに、定期的に選定の更新を行うなどにより、都道府県において適切に監督指導願いたい。

#### ③ 評価調査員研修の実施主体の見直し

評価調査員研修については、現在、評価機関自ら又は適当と認めた法人に委託して実施することとしているが、平成21年度以降は、研修の修了状況を客観的に把握し、調査員の質を確保する観点から、都道府県又は都道府県が指定する法人であって、評価調査員が所属する評価機関を運営する法人以外のものが実施することとして見直す予定であるので了知されたい。

#### ④ 外部評価制度の頻度の見直しについて

外部評価制度については、現在、原則年1回受審することとしているところであるが、平成21年度以降、市町村との連携や適切な運営推進会議の開催等により事

業運営の透明性やサービスの質が確保されていると判断される一定の要件を満たす場合であって、過去に外部評価を5年間連続して受審している場合には、都道府県又は市町村の判断により、外部評価の頻度を2年に1回として差し支えない旨の見直しを予定しているのので了知されたい。

また、外部評価の実施時期については、新規開設事業所は開設から概ね6か月を経過し開設後1年以内に、既に外部評価結果を公表している事業所についてはこれまでの公表日から1年以内に、それぞれ外部評価を実施し公表することとしているが、当該時期の設定についても、都道府県又は市町村の判断によることとする予定である。

#### ⑤ 外部評価制度の見直しの施行時期について

外部評価制度の見直しの施行時期については平成21年4月1日を予定しているが、既に事業者と外部評価機関との間で平成21年度の外部評価の委託契約が進んでいる場合などにおいては、都道府県の実情に応じて都道府県の判断により、一定の経過措置期間を設けて差し支えない。

### (11) 認知症疾患医療センターの整備について

認知症疾患に係る医療については、平成元年度から平成18年度までの間、「老人性認知症センター事業」として国庫補助をしていたところであるが、各施設の機能のばらつきや地域における関係諸機関の連携の中心として十分な機能を果たしていないといった課題が明らかとなっていたため、平成20年度予算から「認知症疾患医療センター運営事業」を計上しているところである。

本事業における認知症疾患医療センターは、

- ① 認知症について、鑑別診断や問題行動への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- ② 問題行動への対応や身体合併症への対応を行う医療施設の空床情報の把握と情報提供、患者の病態に応じた他の医療機関への紹介、かかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施、協議会の開催や専門的な相談への対応など地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行うなど、認知症疾患に関わる地域の医

療機能の中核的機関としての機能

- ③ 地域住民に対する普及啓発や相談への対応など、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能

に加え、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告等を踏まえ、平成21年度予算（案）においては、

- ④ 連携担当者を配置することにより地域包括支援センターとの連携機能を強化し、地域における医療と介護の連携の拠点としての機能

を果たすこととしており、これを設置する都道府県、指定都市に対し、運営費（診療報酬で対応する内容は除く）を補助することとし、約5.2億円を計上したところであり、各都道府県・指定都市においては、精神障害保健担当部局と緊密に連携の上積極的に取り組んでいただきたい。

なお、詳細については、障害保健福祉部より追って示すこととする。

（予算（案）概要）

・平成21年度予算（案）	516,825千円
・か所数	150か所 (各地域の実情に応じて箇所を設定)
・1ヶ所当たりの事業費	約689万円 (国庫補助額は、1/2：約345万円)

## 9 高齢者虐待の防止について

### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設等における虐待を防止するため、施設の実地指導等の機会を捉えて法の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。また、施設等においても身体拘束の廃止や虐待防止に向けた取組を一層進めるよう指導をお願いしたい。

なお、研修資料として、認知症介護研究・研修センターが「高齢者虐待を考える」（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集：[http://www.dcnnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu\\_06\\_003e\\_01.html](http://www.dcnnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu_06_003e_01.html)）を作成しているので活用されたい。

## (2) 養護者による高齢者虐待の防止

養護者による高齢者虐待の防止のためには、介護の困難度の高い高齢者の家庭に対する積極的な支援が望まれるところであり、認知症高齢者を養護する家族に対して、認知症対策普及・相談・支援事業等を活用した援助を行うとともに、介護の主たる担い手が男性である家庭についても、適切な介護保険サービスの利用の援助など重点的な支援を行うよう、市町村への助言をお願いしたい。

なお、日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、虐待の判断、事実確認、被虐待者の保護のための措置、養護者の支援等にそれぞれの専門性を生かした助言等を行う「高齢者虐待対応専門職チーム」活動に取り組まれており、国庫補助事業である「高齢者権利擁護等推進事業」の実施に当たっても有用と考えられる。本年度は13府県が委託等を行っているところであり、未実施の都道府県にあっては活用を検討されたい。

## (3) 成年後見制度の活用

成年後見制度は、高齢者の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、成年後見制度利用支援事業への取組とあわせ、市町村申立の活用を行うなど積極的な取組を市町村へ助言いただきたい。

## (4) 高齢者虐待防止法対応状況等調査

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づく各市町村等の対応状況等については、昨年度に引き続き、今年度も全国調査を実施したところであり、各都道府県のご協力に感謝申し上げます。本調査は虐待防止施策の基礎資料となるものであり、平成21年度においても引き続き実施する予定としているので、ご協力をお願いいたします。調査時期等については、本年度とほぼ同様と考えているが、調査項目は一部見直しを行う予定である。

また、高齢者虐待防止法第25条において、都道府県知事は、毎年度、養介護施設



従事者等による高齢者虐待の状況等について公表を行うものとされているので、平成21年度においても着実な実施をお願いしたい

## 10 孤立死防止対策について

昨年度に実施した孤立死防止推進事業（孤立死ゼロ・プロジェクト）については、平成19年8月に「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」（議長：高橋紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授）を設置し、総務省、国土交通省及び警察庁との省庁横断的な共同事務局により運営され、平成20年3月に報告書が取りまとめられたところである。

本報告書では、人の尊厳を傷つけるような、悲惨な孤立死（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」。）を未然に回避するためには、「孤立生活」をしている人に、その地域で何らかの社会関係や人間関係が築かれ、「孤独」に陥らないようにするため、地域の低下したコミュニティ意識を掘り起こし、活性化することが最重要であるとの提言がなされている。

各自治体においては、本報告書を参考にするなどにより、各地域の実情に応じた「孤立死予防型コミュニティ」づくりを推進されたい。

（全文は<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0328-8.html>）

なお、孤立死予防の取組については、地域社会における今日的課題の解決をめざす、先駆的・試行的取組への支援を行う、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」の中の「地域福祉等推進特別支援事業」（社会・援護局地域福祉課所管）の対象となり得るので、当該事業の要綱等を十分に確認の上、活用されたい。

計画課／認知症・虐待  
防止対策推進室資料

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

## ① 面的整備計画の内容

平成21年度予算(案) **地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(八丁交付金)** 387億円 (平成20年度予算 412億円)

**地域介護・福祉空間整備推進交付金(〆丁交付金)** 20億円 (平成20年度予算 33億円)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、② 様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③ 今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

### ○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

小規模多機能型居宅介護拠点	小規模の特別養護老人ホーム	小規模の老人保健施設
小規模のケアハウス(特定施設)	認知症高齢者グループホーム	認知症対応型デイサービスセンター
夜間対応型訪問介護ステーション	介護予防拠点	地域包括支援センター
生活支援ハウス		

### ○ 地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業